

国土交通省、耐震偽装事件の緊急調査委員会に提出する資料

この資料は、平成 17 年 12 月 26 日に行われた、第 2 回耐震偽装事件の緊急調査委員会及びその後日において、委員の先生方から説明及び提出を求められたことを受けて作成提出するものです。

事件の全容解明と、被害者の方の救済、そして有効な再発防止対策等への調査にお役立て頂ければ幸甚の極みであります。

平成 18 年 1 月 15 日作成提出
イーホームズ株式会社
代表取締役 藤田東吾

委員会への回答書

提出を求められた資料のインデックスの内、1については先の委員会で提出済みです。よって、以下の2から順に回答いたします。

2. 建築確認の過失により住民への行政負担が生じているが、指定確認検査機関は何も負担しないのか、回答して欲しい。

まず、偽装が発覚した建築物の確認検査業務に携わったものとして、何故偽装を発見することが出来なかったのかと質される時に、被害に遭われた皆様方には深く申し訳ないと思う気持ちで一杯です。建築行政を担う一員として、また第一公表者として、この事件の発覚からの経緯を積極的に調査開示し、早急に事件の全容解明がなされる必要があると考えております。また、二度とこのような事件が生じない社会にするためにも、現行制度上の業務においては質的向上を実践し、現行制度の不備を明確にすることで抜本的な制度改革に繋げて、指定機関が行う審査や評価というサービスによって、日本の建築物の質の向上が実現できるように、必要な提言と活動を行って参ります。

尚、法的見解ですが、弊社は、今般の耐震偽装事件の発生に関して、確認検査業務上の過失はないものと考えております。よって、過失責任に基づく損害賠償責任はないものと考えております。

次に、「何も負担しないのか？」というご質問に対しては、弊社は、この事件の第一公表者として、事件の全容解明や耐震偽装の原因についての調査分析、最大有効な再発防止対策案の研究開発、そして、必要な再計算等は無償にて行っております。これらの負担は当然の責務だと考えております。

一方、例えば、今般の耐震偽装物件に関して、民間機関と同様に偽装を発見できなかった行政が再計算を行う場合には、民間の設計事務所に対して対価を支払って実施しています。これは、行政には再計算を行う経験と能力を有した人材がないので、民間の設計事務所に委託せざるを得ないわけです。再計算には、かなり高額な費用（税金）が掛かっています。

よって、このような観点からも、民間指定確認検査機関としては既に負担をしていると思います。また、司直により賠償責任があると判断されるならその責任は全面的に負う所存です。

3. E R I がガソリンスタンドなどの工作物の構造審査もやっていると聞いたが、工作物等が全体に占める割合が分かるデータを提供して頂きたい。それと、工作物等以外 の建築物のイメージ（共同住宅、ホテル、事務所等）

⇒弊社における確認申請の用途内訳分類について、「資料1」を別添

4. 民間企業はリスクに備えて保険に入るが、検査機関はこのラストリゾートのなものに対して考えて欲しい。

弊社は、確認検査機関として、確認検査業務上の過失に基づく損害賠償責任保険に任意加入しております。弊社は資本金が1億円を超える為に、法的には保険の加入は強制されませんが、自主的に加入しております。（現在加入している保険会社の保険上限額の3億円に加入しています）

尚、指定確認検査機関が指定を受ける要件として、業務対象にしようとする建築物の床面積に応じて必要資本金額が定められており、その資本金額に満たない場合には、必要資本金額を上限とする損害賠償保険の加入が強制義務付けられています。

必要資本金額	業務対象床面積
3000万円	2,000㎡内
5000万円	10,000㎡内
1億円	無制限

⇒保険証券を、「資料2」として別添（企業秘密のため委員限りでお願いします）

5. 建築基準法上の1.0という数値は最低限守るべき数値であり、1.0以上が当たり前と思えるが、このことについてどう考えるか。

最低限守るべき数値とは、保有水平耐力と必要保有水平耐力の比は1.0以上でなけれ

ばならないということです、即ちこの比が1.0未満だと不適合建築物となります。従って、建築物が適合する為には1.0以上が当たり前だという結論になります。

尚、この比を国交省では「耐震性の検証」として公表しています、またマスコミでは「強度係数」として報道しています。

6. 1件当たりの事務費（経費及び人件費等）が知りたい。委員限りでよい。

⇒「資料3」として別添（企業秘密のため委員限りでお願い致します）

7. 人生1度の買い物を検査・確認するに当たっての心構えを教えて欲しい。

今度のことは、何が原因で、誰に責任があるのか。被害を受けた住民への対応をどうするのか。従来の建築行政はこれで良かったのか。

最終エンドユーザーが安心して住宅等の建築や建築物を購入に臨めるために、審査や評価をコンプライアンスに準拠し行うことです。現行法規に不足があるなら、民間としてその不足を補完する為に、デューデリジェンスや家づくり日記／パトロールなどのオリジナルのサービスを提供することが心構えを実現する手法だとして実施しています。

今回の偽装事件の原因は、次にあると考えます。

1. 心の犯罪という問題

- 1) 偽装行った者や、偽装を認識して建築し、または販売した者
- 2) 偽装を認識したにも関わらず、公表せず隠蔽してしまい、被害を拡大させてしまった審査機関（日本ERI）

2. 制度上の不備等の問題

- 1) 大臣認定プログラムが編集改ざんされるシステムで評価認定されてしまったこと（財団法人日本建築センターが評価を行い、国土交通省が認定を行いました）

2) 確認検査業務を質的に向上させることで偽装を発見できる体制に早期に改善出来なかったこと（特定行政庁と弊社を含む民間の指定機関）

第一の責任は、法的には、建築主に生じます。建築主が、自らの判断で信頼関係等に基づき設計事務所や建設業者を選択して建築に取り掛かるからです。建築主が責任を負担し、偽装を行った設計事務所や偽装の建築物を施工した建設業者に内部的に請求を行うことになります。

次に、制度上の過失という観点では、偽装の発生と因果関係のある、認定プログラムの評価認定を行った国交省等（2の（1））に賠償責任は生じると法的に考えられます。

今般の耐震偽装事件の制度上の過失は、そもそも大臣認定の構造計算プログラムが結果として編集改ざんされるシステム（建築基準法では、「性能評価における業務方法書」。）において性能評価及び大臣認定されたことに過失が存在すると考えます。もし、構造計算プログラムが編集改ざん出来ないシステムで評価認定されていれば偽装事件は生じなかったのです。

但し、弊社は、いかに現行法規における確認検査業務において過失がないとしても、現行制度上の確認検査業務の質的向上も重要だと考えております。現行法規における質的向上及び改善、及び制度の枠組みを越えた抜本的改革の提言案を次項に記載しました。

現行法規における確認検査業務は行政で培われてきた仕様規定に基づく形式的な適合性の審査が主です。だからこそ、行政も民間の機関も、今回の耐震偽装を、結果的に確認検査業務では見過ごしてしまったのです。しかし、今般の偽装事件によって、全国民が確認検査業務とは何か？を考え、確認検査とは、法の適合性チェックだけではなく、建築物の安全や品質の全てを審査評価するものではないかとの社会通念及び国民的期待を持っているかと思います。

故に、この機会に、国民の期待に応え社会通念に合わせた、抜本的な制度改革が必要だと思います。質的、時間的、量的、費用的観点において、制度が見直され、審査や評価によって本当に建築物の安全／品質が担保される制度改革を行うべきです。そして始めて欧米に伍した建築物の安全確保のシステムが出来るはずです。

尚、弊社が、確認検査業務上の過失がないと考えている法的理由は次の通りで

す。

そもそも、構造計算書全てを点検・検算する法的義務（⇒大阪府の構造チェックリストRC造を、「資料3.5」として別添）は定められておりません。審査期間は、建築計画が法に適合する場合には21日以内（特殊建築物等）に確認済み証を交付しなければならないと定められており、その間に審査を完了させなければならないのです。日影、北側斜線・高度規制、接道、建蔽・容積率、避難経路、防音・防火などなど、審査すべき事項は、構造計算図書に関わるもの以外にも多数あります。

構造計算書の端から端まで、図面の1枚1枚を隅から隅まで、設計を行うように、または全てを一から点検チェックすることは不可能です。

法は不可能を強いるものではないはずです。

弊社以外にも偽造を見抜けなかった確認検査機関が多数あり、民間に限らず行政も多数見抜けなかった。それだけ、今回の偽装が、性能評価や確認検査業務の制度上の位置付けや内容範囲を前提に、極めて巧みに行われた為だと考えます。今般の偽装については、おそらくどこも見抜けず、全て通っていたのではないのでしょうか。姉齒元設計士が偽装を重ねたのは、どこでも発覚しなかったからではないのでしょうか。

イーホームズの検査員は全て行政出身の検査員です（偽装物件の審査時において）。審査のレベルは行政と同等との自負があります。

以上の理由により、確認検査業務における過失はないと考えております。

被害を受けた住民の方やホテルの経営者の方に対しては、事件の全容解明の情報提供を行うことが、この事件を公表した弊社の責任と考えております。事件の全容が明らかになることで、責任の所在が明らかになり、被害者の方から損害の賠償請求先が法的に明らかになると考えております。

従来、すなわち現行法規における性能評価制度や確認検査制度は、多数の偽装事件を生じさせ長期に渡り看過してきた以上、不備であったと断じられると思います。故に、この機会に、抜本的な制度改革を伴った、総合的な建築行政の見直しを実現することが、国民の期待を達成し、国民が安心して建築に臨める環境に日本を改革できる契機になると考えております。

その為に、弊社は、この事件を公表した者として、最大有効な再発防止対策案を公表していく考えです。

8. 今回出席の皆さんの改善策について提案してもらって、それをそれぞれが評価するようにすることが良いのではないか。

(対応)

イーホームズの改善策を提示していただきます。また、委員会に出席された4者の改善策が揃いましたら、それぞれについて評価をいただきますのでよろしくお願いします。

「イーホームズが提案する再発防止対策案、改善案」

弊社は、この偽装事件に端を発し明らかになった現行制度上の不備や質的改善を、短期、中期、長期の計画の中で発表を行って参ります。改善案を実現する為に会社組織の大幅な見直しを含め現在計画を策定中です。この計画は、今月内に第一発表を行い、その後も段階的に発表を行って参ります。

つきましては、現段階において、偽装の再発防止という観点に限定しその概要を次に述べさせていただきます。

A. 現行制度上を前提とした、偽装の再発防止対策案

1. 大臣認定プログラムに基づく構造計算図書が結果として編集改ざんされないシステムの開発。（電子申請／審査システムを視野に入れて3次のシステム開発案によって、このシステムを段階的に高度に実現して参ります。）

但し、本質的に重要なことは、構造計算図書は、構造設計の全てではありません。認定プログラムの構造計算図書の結果（エラーメッセージ）がOKであれば、確認検査業務において絶対に適合判定できるとの短絡的な認識は間違っています。大臣認定プログラムの編集改ざんできるという問題だけでなく、プログラム自体が全ての構造設計を示してはいません。故に、この観点から、現行の確認検査業務の質的／制度的改善が必要であると考えます。

例えば、構造計算プログラムの結果がOKだとしても、建築主が持つニーズや設計意図を満たせないケースも生じる可能性があります。同様に、実際の施工上無理な設計でもOKと出るケースがあります。このような、不合理な構造設計が是正指導できる審査体制が本質的に求められているのです。

今回の事件は端的には、認定プログラムのシステムに直接的かつ形式的な原因が存在しますが、コンピューターの計算結果を偏重するだけでは、本質的な改善には至れません。より設計的な視点、より施工上の視点からの、本当の意味でのプロとしての時間と牽制とコストをかけた審査の質的／制度的改善が必要なのです。

2. 確認検査業務における質的改善（実施可能なものは実施済み）

1) 「構造チェックリストの充実」が重要です。

従前の審査項目に、偽装事件によって把握できた偽装箇所パターンを追加。現行審査基準の再度の徹底と情報共有化。

⇒一貫構造計算プログラムを使用した構造計算図書の審査基準として、「資料4」を別添（企業秘密のため委員限りでお願いします）

構造チェックリストに関しては、改めて、次の説明を加えさせていただきます。

日本建築行政会議の指定機関部会から、①指定確認検査機関における確認審査標準マニュアルと、②指定確認検査機関における検査標準マニュアルが、2003年10月に公表されている。それぞれの指定確認検査機関で活用されている。

建築主事および指定確認検査機関が行うべき建築物の構造に関する審査要領については、「建築構造審査要領<付>中間検査実施マニュアル（編集：日本建築主事会議構造研究部会）」に詳しく述べられている。

また、大阪府下の構造審査においては、大阪府内建築行政連絡協議会、（社）大阪建築士事務所協会が編集した「構造チェックリスト」が活用されている。この「構造チェックリスト」では、①荷重及び外力、②使用材料、③地盤の許容応力度・くい許容支持力、④基礎、⑤構造計画等の記述が求められている。さらに、一次設計として、⑥電算機の利用、⑦応力計算、⑧断面算定、⑨基礎、二次設計として、⑩保有水平耐力の記述が求められている。

「構造チェックリスト」を記入することにより、構造設計者は設計内容の推敲や整理に役立つ。これを受けて構造審査担当者は、審査対象建築物の概要を知りうる事が出来る。加えて、審査すべき建築基準法施行令や国土交通省告示の該当号数が一目瞭然となっているのである。また、層間変形角、剛性率、偏心率等の耐震設計指標値の一覧もある。偽装で話題となっている保有水平耐力の確認欄も用意されているのである。

思うに、この「構造チェックリスト」の記述内容が正しいか否かを、調べて判断することが構造審査といえよう。『法律で規定されている審査項目』ともいえよう。よって、「構造チェックリスト」の活用と更なる充実を提案し実践して参ります。

2) より設計的、施工的な実態を審査／検査するという視点で確認検査業務の時間配分を行えるように審査体制と基準の運用指針を改善していきます。(同時に、法定期日の見直しを提言して参ります)

3) 構造設計者を確認申請書に明記することにより、責任の自覚とともに立場の強化を図ることが目的である。そして、構造設計者として構造の工事監理を行うことが、偽装の再発防止対策として有効です。

4) 確認検査制度を補完する住宅性能評価について積極的な採用を推進したいと思います。

衆議院建設委員会(平成11年6月11日)、住宅の品質確保の促進等に関する法律案に対する附帯決議は、「住宅の品質確保を円滑に図るため、住宅性能表示制度に係わる住宅性能評価について、建築基準法に基づく確認・検査、住宅金融公庫融資の制度に係わる現場検査及び住宅性能保証制度に係わる現場審査と相互に連携した総合的な運用のありかたについて検討すること」としている。決議の中に、住宅建築中の現場立会検査等の4制度の記述がある。建築基準法に基づく確認・検査において、住宅性能表示制度を活用することは附帯決議の実践であるといえます。

5) オリジナルサービスのデューデリジェンス(耐震診断等の様々な建築物の評価等を行うサービス)、家づくり日記(済み証等の書面だけでなく「建築工程の映像」をweb上に記録補完するシステム、映像によって工事の検証を後日に行えるシステム。弊社ビジネスモデル特許申請済み)、パトロール(建築現場を第三者が巡回し工事の品質を担保する牽制システム)等のサービス採用を建築主等に積極的に情報提供して行きたいと考えております。

6) 住宅保証(瑕疵担保制度)の採用を、建築主等に積極的に進めていきます。弊社は、弊社独自の保険制度もサービス提供しています。同時に、(財)住宅保証機構の審査機関でもあります。独自の保険サービスでは、戸建て住宅に限定されます。共同住宅は、住宅保証機構の保証制度採用を建築主等に進めて参りたいと思います。

安全対策を図っても、不幸な出来事はついて回ります。そこで、保険の後ろ楯が必要です。機関の指定の際に、保険加入が定められているが、その金額や支払い条件等の再検討を行って、保険の活用を推進し

たいと思います。

- 7) 社内における確認検査本部以外の部門である、内部監査室、危機管理室、CS開発室、管理本部、評価DD事業本部等との、内部牽制を相互のチェックシステムとして今以上に整備された運用を行い、業務運営の監視やリスク情報の発見と組織的な認識を保持することを努めます。
- 8) 耐震偽装に端を発した、確認検査業務の質的改善を、短期、中期、長期の計画の中で公表して参ります。
- 9) 審査の基本姿勢として、厳格さを第一に、正確さ、情報提供、スピード、適正な料金、多様な審査／評価サービスの組み合わせ提案を、スタッフ一同が認識し、広く公表して参ります。
- 10) 業務改善の情報の共有化を行政や他機関と連携して進めることが重要だと考えております。

B. 現行制度の枠組み内で法令の追加改正を行う観点からの、再発防止対策案

1. 確認検査制度を、より性能規定化に向けた具体的な提言を行って参ります。
同時に、検査業務における中間検査の工程回数を、建物の規模や用途に応じて増やし、適正な検査回数を弾力的に定められるように提言を行って参ります。

2. 確認検査業務における、特殊建築物等の法定審査機関が一律21日であることを、建築物の用途や規模に応じて弾力的に運用できるように提言を行って参ります。

現行法規では、例えば、木造3階建ての戸建て住宅も、大規模な高層マンションやビル等の商業施設でも一律21日以内に審査を行わなければいけません。適合しているに関わらず21日を越えると不作為で賠償責任が問われても法的にはおかしくありません。よって、一律21日というのは明らかに現代の建築事情には対応しておりません。

建築物の安全を確保する上で、質の高いしっかりした審査には時間や対価が当然にかかるという公表も行っていくべきです。

3. 特殊建築物に関わる性能品質面を確保する法制化の提言を行って参ります。

現行の、品確法（住宅の安全を確保促進する法律）は、住宅に限定した品質や性能を評価する法律です。従って、例えば、今回の被害に遭われたホテルや病院などの特殊建築物等の品質や性能を確保する法律を作る必要があります。

4. 建築5法＝建築基準法、建築士法、建設業法、宅建業法、品確法の総合的な制度の見直しを行うべきだと提言してまいります。
5. その他、建築行政を担う一員として、有意義な提言を随時行って参ります。

C. その他の再発防止への提言、関連法規の改善案等

1. 木造2階建て住宅等（基準法上の4号建物）は、構造審査を法的に行わなくても良いという免除規定を、全て行うべきだとするよう提言を行ってまいります。多くの国民は木造2階建て住宅に住んでおります。従って、木造2階建ての構造審査を法制化する必要はあるかと思えます。
2. 既存建築物への耐震診断の法定化及び耐震改修費用の補助や税政策の提言を関係各省にお願いしたいと思えます。
3. 土壌汚染や、地盤改良に係る、公正な情報提供を前提とした総合的な制度運営の提言を行って参ります。
4. 建築構造士の活用が重要である。
12月28日の国交省公表では、指定機関に所属する人員は、総勢2569名である。構造審査担当者は、その内462名、構成比は18%である。構造審査担当者462名のなかで、補助員の構成比は46%、約半数を占めている。今回の偽装事件で、建築業界では縁の下の力持ち的な存在である構造設計者に注目が集まっている。設計事務所や建設会社等で地道な研鑽を続けてきた技術者達である。これら技術者が更に研鑽して得た資格に、（社）日本建築構造技術者協会（JSCA）が認定する建築構造士がある。全国で約2500名いる。弊社にも複数の建築構造士がいます。構造審査においては、確認検査員同等以上として活用すべきと考えます。

5. 構造の工事監理をしっかりと行うことが重要です。

今回の偽装事件が起こる以前から、欠陥住宅が社会問題となっています。建築行政における課題の一つである。工事監理をしっかりと行うことが、欠陥住宅を防ぐための有効な対策である。先に述べた「住宅性能表示制度の活用」は、この工事監理が行われることが大前提である。つまり、工事監理が行われて初めて、建築確認の検査や評価の現場検査がある。そこで、建築確認申請書の工事監理者欄に構造担当者の追記を提案します。建築業界においては、元請けと下請け・孫請けの関係が歴然と存在している。設計においても、意匠設計が元請けで構造設計が下請けの現実がある。今回の偽装事件の一要因といえる。構造設計者の立場が弱いのである。縁の下の力持ちに、日の光を当てる機会ともいえよう。

D. 日本ERI社の改善案に対する意見

先の委員会で日本ERI社が提出した資料3-①-9に対する意見

1. 人員的規模の拡大については、業務量に応じて適正な人員確保を図るのは、いずれの事業においても経営上必要な論点であり、今般の改善案として議論すべきことではないと考えます。この論点は、当然に、弊社においても継続的に図ってきております。
2. この2と4は、当社においても通常業務における改善事項として従来から実施してきたことですので、再発防止対策の観点で議論をするべき点ではないと思います。
3. 構造計算図書の再計算を、指定機関が自ら全て行うという改善案は全くナンセンスだと思います。

第一に、法的観点において、構造計算図書の計算行為は設計業務に該当します。構造計算という言葉は単純に計算を行うだけのものではなく、計算の過程で設計業務に該当する構造設計意図や仮定条件を加えていかなければなりません。よって、確認検査機関の指定準則において、指定確認検査機関は設計業務を禁じられていますから法的議論が重要です。

もし、建築主のニーズに基づき再計算を行うなら、指定機関とは別な第三者によって行うシステムを講じることが必要だと思います。少なくとも、今般の偽装は、構造計算プログラムが編集改ざんされることで生じたのですから、再計算を行うのではなく、編集改ざんできないシステムの構築が重要だと考えております。弊社はこのシステムの開発を進めることが先決だと思います。

また、再計算を行う場合に、建築主が再計算を求める場合のオプションとしてのサービスであれば理解できますが、全ての申請を再計算することは必要ではないと思います。例えば、会計ソフトを例にすると、仕分けという数値のデータを入力すれば、どのような種類の会計ソフトでも結果として算出される財務諸表は同じものがアウトプットされます。しかし、構造計算プログラムは、プログラム自体が有する仮定条件が違い、同じデータを入力してもプログラムの種類ごとに結果は違います。また、同じ構造計算ソフトを使ったとしても、定量的なデータ以外の数値化されない仮定条件（支持力の仮定や、地震時における壁崩壊の仮定等）を、設計者がどのような意図で計画したかで、結果は大きく変わります。更に、複数のプログラムをどうやって準備し、手で入力する上で申請データと再計算時の入力データの整合性を担保するシステムが今はありません。（これらの要件が担保されるシステムを、再計算を行わないシステムで、弊社は提案を別途行う予定です）

そもそも、一級建築士の資格を持つ構造設計士が適正に構造設計を行った構造計算図書の再計算を、指定機関が自ら全て再び行うことは建築士法を無視することに繋がると思います。構造設計において、構造計算図書の作成は全体の一部の作業です。今回の事件の発覚の経緯の中で、構造計算プログラムに制度上の不備があると指摘したからといって、徒に、全ての申請に関して構造計算図書の再計算を行えば再発防止になるという考えは短絡的で早急な議論と考えます。再計算を行わなくても、認定プログラムによる構造計算図書が編集／改ざんされないシステムは出来るのです。

よって、現行法上の再発防止対策案として、審査を行う行政にしても指定機関にしても再計算を行うことには十分な議論が必要だと考えると同時に、結果として効果が少ないのではないかと考えます。

以上を、日本ERI社の改善案に対するコメントと致します。

《追加の質問に対する回答集》

1) 構造審査では直接担当者が審査したあと、他の担当者がチェックするしくみとなっていますか。なっているならば、それを確認する仕組みはありますか。

⇒構造審査課の、業務推進ルール、確認審査業務手順書、業務分担表として、「資料5, 6, 7」を別添（企業秘密のため委員限りでお願いします）

2) 提示いただいた審査マニュアルどおりの運用が確保されていますか。（マニュアルに基づいた物件別の帳票（チェックシート）のサンプルを見せていただけますか。）

⇒確認検査業務処理シートとして、「資料8」を別添

3) 構造審査の品質を担保するための管理指標（key performance indicator）はありますか。また、このような指標は営業上顧客に示していますか。これ以外に使っている指標もあればお示しいただきたい。

当該管理指標は、構造審査基準として存在します。構造審査基準は、12月26日の委員会に提出しております。尚、構造審査基準は会社の機密事項ですから委員限りにてお願いします。構造審査基準を直接顧客に提供することはありませんが、審査時には法令及び基準に準拠し指導を行います。

審査基準に加えて、前記の、業務推進ルール、確認審査業務手順書、業務分担表、確認検査業務処理シートが補完をしております。

4) 貴社ではCTO（最高技術責任者）を置いておられるか。その権限範囲は。

CTOという役職名は御座いませんが、確認検査本部において、本部長が審査全般の権限範囲を有し、審査基準（これが弊社の技術です）を検討判断する審査協議会に、意匠、構造、設備等の審査部門の部長及び課長、そして資格者の

中でも経験と知識を持つ者としてグループリーダーが組織を構成し在籍しています。各審査部門の審査技術的判断基準は、各部門の提言を審査協議会等で検討判断されネットワークを通じて全社員に情報共有しております。

5) 野城委員より、「両社長共に、建築構造そのものの品質、及び構造審査の品質は、技術的に十分に理解していない」と発言があったが、これについて、反論があれば示していただきたい。

私（藤田東吾）は、構造の専門家ではありませんが、建築物における安全の中核部分を担う“構造”の品質や技術的な重要性は、指定機関の代表を務める者として十分に認識しています。十分に認識しているからこそ、今般の偽装事件が社内の部門において認識された時に、当該リスク情報が適正に会社の組織に情報共有化される危機管理の組織体制を構築しており、その後の、国土交通省への報告や、関係業者への通知、そして特定行政庁に対する通知をコンプライアンスに準拠し公表を行ったのです。

また、構造の重要性を認識しているからこそ、弊社には構造審査の専門職員を豊富に抱え、自発的に有意義な構造審査を行えるリーダーシップを持つ担当部長を任命しています。

もし、審査物件において、構造的疑義が生じたものを、一担当者レベルで隠蔽してしまう体制を会社が持つなら、指定機関の経営者として失格者といわれても致し方ありませんが、弊社はそのような組織的体質は一切ありません。

弊社は独立系の機関だからこそ、高い志を持った、経験と知識の豊富な審査技術者が存在しております。1年半前に生じた偽装物件を組織として公表せずに、一担当者の責任として処理するような組織的体質の日本ERI社とは一線を隔していると自負しております。

6) ヒアリングでの回答は「定められたプロセスで審査をすれば、確認申請用図面に示された設計内容が建築基準法に適合していないことに責任はない」とのご見解と理解してよろしいか。

この論点は、検査機関が、計算書の内容をどこまで審査しなければならないかの議論だともいえます。「定められたプロセス」は法規では定められておりません。

建築計画や建築物が建築基準法関係規程に適合しているか否かについての方法や範囲に関しては、建築基準法において、建築基準適合判定資格者（旧法では建築主事）は建築基準関係法令を根拠として経験と知識によって判定するものと定められております。

現段階では、行政等において培われた審査チェックリストを準用し機関としての審査基準を作成しております。確認検査業務規程において、その旨認可を得ています。

後段で指摘されている、「確認申請用図面に示された設計内容が建築基準法に適合していないことに責任はない」との部分は、設計内容とは設計の品質的な評価を行うという意味であり、確認検査業務において、品質の高低や性能のレベルについての審査が求められるものではないとの趣旨を述べたものです。この趣旨を弊社の見解とご理解頂ければと思います。

⇒日本建築行政会議及び特定行政庁における構造審査チェックリストとして、「資料9」を別添、併せて、大阪府の構造チェックリスト「資料3. 5」を再度参照頂ければと思います。

7) 貴社担当者と偽装物件設計者とのコミュニケーションはなかったと理解してよろしいか。（コミュニケーションに関する文書の提出がなかったため）

審査の必要に応じて、構造設計担当者との対面及びFAX（回答依頼書）や電話でのコミュニケーションは取っております。

8) 構造担当者の月別審査件数をご提示いただきたい。少なくとも、ERIより多い、少ないについてお知らせ願いたい。

⇒先の委員会で提出済み

以上

資料 1

2005年11月現在

2005年度 確認検査件数

主要用途	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2005年度合計
戸建・長屋～2F	457	418	559	553	535	490	555	418					3,985
戸建・長屋3F～	292	262	329	379	310	253	304	281					2,410
共同住宅	207	225	244	254	250	225	220	138					1,763
その他特建(事務所・店舗・倉庫等)	162	160	200	172	179	201	227	158					1,459
工作物	31	52	33	41	58	66	70	98					449
昇降機	107	85	207	134	105	143	177	235					1,193
小荷物昇降機・ホームエレベーター	34	15	40	29	31	40	50	42					281
計画変更確認	155	126	126	148	144	181	186	185					1,251
確認検査合計(含む計画変更)	1,445	1,343	1,738	1,710	1,612	1,599	1,789	1,555					12,791

確認検査業務処理シート

建築物(確認申請)法第6条第1項

工作物(確認申請)

受付担当:

業務担当:

◆ 特定行政庁名

◆ 建築場所

◆ 建築主名

様

2004/10/1
2004/10/1
2004/10/1

軽微変更Ⅰ	年	月	日	届日					
軽微変更Ⅱ	年	月	日	届日					
その他変更	年	月	日	届日					
計画変更	年	月	日	計画変更Ⅱ	年	月	日		
計画変更Ⅲ	年	月	日	確認取下	工事取止	年	月	日	届日

決 裁 欄	意匠	チェックⅠ	チェックⅡ	決 裁	引 受 年 月 日
	構造			決裁日	受 付 番 号 05. a- 0 号
	設備				確 認 予 定 年 月 日 年 月 日
					確 認 年 月 日 年 月 日
					確 認 番 号 05. A- 号

経 過	意匠担当	構造担当	設備担当
	月 日 受付	月 日 受付	月 日 受付
	月 日 質疑	月 日 質疑	月 日 質疑
	月 日 中断	月 日 中断	月 日 中断
	月 日 復命	月 日 復命	月 日 復命
	月 日	月 日	月 日

処 理	造地下 階地上 階建を	道路・法42条 項 号、法42条 項 号
	(新・増・)するも支障ない。	道路幅員 m × 0.4 × 0.6 × 100 = %
地 域 ・ 地 区	消防:同意・通知	修正値 申請
	耐火建築物・準耐火建築物・他	
	市街化区域・調整区域	
	一低・二低・一中・二中・一住	
	二住・準住・準工業・工業・工専	
	近商・商業・指定なし	
	一高・二高 三高・指定なし	
他 の 地 域 等	防火・準防火・法22条・なし	外壁後退 M・指定なし 日影規制 h/ h GL+
	都市計画施設(道路・公園・緑地・河川・他)・土地区画整理区域	
	・地区計画区域・建築協定区域	

★	□開発行為検査済証	□宅地検査済証	□方位	□道路	□配置	□高さ
	□敷地高低差	□吹き抜け	□浄化槽	□除却建築物		
	届出関係					

通 知 関 係 欄	「建築確認に関する連絡表」送付日	年	月	日	備 考
	「確認申請引受通知書」送付日	年	月	日	
	「建築確認業務に関する照会」送付日	年	月	日	
	「行政庁よりの照会」回答日	年	月	日	
	「消防同意依頼書」発送日	年	月	日	
	「消防同意」到着日	年	月	日	
	「確認済証を交付した旨の報告書」送付日	年	月	日	確認済証受領印
	「定期報告基本台帳連絡票」送付日	年	月	日	年 月 日
	「消防通知」送付日	年	月	日	
	「保健所通知」送付日	年	月	日	

[RC] 構 造 図 審 査		[RC] 計 算 書 審 査	
一般事項	* S I 単位 * 配筋基準図 * 杭耐力、杭工法の表示 * 場所打ち杭のセメント量、水セメント比の表示 - Hoopの10d溶接、主筋継手45dの表示	一般事項	* 計算ルートは適正か * 平面及び立面形状が複雑化していないか * 耐震壁が釣り合い良く配置されているか * 塔状建物や4本柱の場合Coを割りましているか * 水平力のラーメン分担率は30%以上 * 高さが20mを超える場合は1/2を超える階までスパイラルもしくは溶接帯筋 * 高さが25mを超える場合は全層スパイラルもしくは溶接帯筋、かつCiを1.25倍またはルート1 * 保有耐力の計算は必要か * 高さが31mを超える場合はルート3の確認 * 振動解析、センター評価は必要か * 電算機利用者証明書添付
	基礎・各階伏図 * 境界との空きは適当か * 分譲マンションの1階の床が構造スラブか * 壁や柱の位置が平面図と相違ないか * 避難ハッチ、トップライトの補強 * 伏図や軸組図にスリットの位置の図示 * 杭頭の処理は適当か		構造計画 * 積載荷重の採用は適正か * 軸力や地震時の拾いに間違いはないか * 偏心率・剛性率は制限を越えていないか、また壁量やせん断補強は満足しているか * 柱及び梁のせん断補強の割増は適当か $QD = QL + nQE$ * 計算外規定は満足しているか * 耐震壁のD値は適当か、剛性低下率は適当か * 計算ルート2-3にて節点応力採用 * 保有計算のDs値は適当か (FD, WDはないか、せん断破壊はないか)
断面リスト	* 計算書と断面、鉄筋本数が一致しているか * 計算書とHoop、STPの径、間隔があっているか * 柱の断面リストにX、Y方向の明記 * Hoop、STP、主筋の最低鉄筋量はよい * 大梁の設計で、中央部の鉄筋本数が端部の1/2以上はいつているか (ルート3の場合に限る) * 柱のヨセ筋の詳細、スリットの詳細	断面算定	
図	基礎設計 * 鉄筋の架構詳細図が適正な図示 * 定着、継手、のみこみ * 斜め柱、斜め梁の詳細図 * 二次部材の図面に不足はないか * スパイラルフープの明示 * 使用コンクリートの使い分けはないか	基礎設計	* 杭耐力 ($\alpha = 0.85$, 中間支持層) 杭工法、地耐力は適正か * 基礎に引き抜きが生じていないか * 偏心Mは適正に検討されているか * 地中梁の根入れ深さはH/10以上あるか * 摩擦杭の耐力の取扱はよい - 周面積あたり0.9t/m² (載荷試験実施明示) * 杭の水平力の検討が必要か $K_h = 0.8E_oB(-3/4乗)$ - Df効果原則不可 * 杭頭の曲げは地中梁に100%負担 * 液状化の検討が必要か * 地盤調査報告書を提出しているか
	その他		
		杭種 杭径・杭長・杭耐力 基礎種類 地耐力 FC SD390 (有・無)	